



WEDDING
& PARTNER

NEWSLETTER
JULY/AUGUST 2026

1. 売上税の完全利息は EU 法に違反しない

個人所得税、法人税、売上税または事業税について、予定納税額その他の控除・充当される金額を考慮した結果、税金の還付または追加納付が生じる場合、原則として、その金額については利息が発生します（租税通則法第 233a 条）。最近の訴訟において、ドイツ連邦財務裁判所は、いわゆる完全利息が EU 法に適合しているかという問題について、詳細に検討しました。

本件では、誤って適用されていた仮払 VAT 控除を税務署が訂正したことにより、多額の売上税（VAT）の追加納付が発生しました。これに伴う利息の賦課について異議を申し立てる中で、これが EU 法にも違反しているとの主張がなされました。

原則として、EU 法は国内法より優先して適用されます。しかし、国内法に対応する特別な規定が EU 法上に存在しない場合、加盟国は、EU 法上の原則を考慮した上で、その手続きを自由に定めることができます。

この点について、ドイツ連邦財務裁判所は、租税通則法第 233a 条に基づく完全利息の適用は、課税時期の違いによって生じる納税者間の不公平性を是正することを目的としており、課税の公平性を確保するためのものであるとしています。一方、EU 法にはこれと同様の規制目的はありません。また、この規定は、納税者に有利にも不利にも作用するものであり、納税者の過失や違反行為を前提としていないことから、制裁としての性質を有するものでもありません。したがって、EU 法は適用されません。

仮に EU 法との関連性が認められる場合であっても、ドイツ連邦財務裁判所は、租税通則法第 233a 条の規定が EU 法上の一般的な手続原則に違反するものではないとの判断を示しています。また、同裁判所は、適用される利率についても、EU 法における比例性の原則に適合していることを明確に認めています。

したがって、最高裁判例上、租税通則法第 233a 条に基づく売上税の完全利息は、EU 法に違反しないとされています。

2. 前払金にかかる仕入税額控除

事業者は、自社の事業のためにサービスが提供され、且つ、請求書に税額が明確に記載されている場合、請求された VAT について、仮払 VAT 控除を受けることができます。前渡金や前払金の場合には、実際に支払いを

行い、且つ、税額が明確に記載された請求書が発行されている場合、支払いの時点で仮払 VAT 控除を受けることができます。

ドイツ連邦財務裁判所は、仮払 VAT 控除の対象となる前払金の請求書について、請求書に「Anzahlung(前渡金)」「Vorauszahlung(前払金)」、または「Vorkasse(前払)」といった文言が記載されている必要はないと判断しています。重要なのは、その請求書が、まだ提供されていないサービスについて発行されたものであり、且つ、実際の取引が行われる前に支払いが行われていることです。

しかし、その後、契約上のサービスが実際には提供されなかった場合、通常は顧客に前払金が返金され、それに応じて、関連する事業者が申告済みの売上税(VAT)、または、控除を受けた仮払 VAT を修正することになります(ドイツ売上税法第 17 条参照)。

一方、契約上予定されていたサービスが提供されず、さらに支払った前払金も返金されなかった場合(例えば、サービス提供者の倒産や詐欺などによる場合)について、ドイツ連邦財務裁判所は、前払金について仮払 VAT 控除を受けるためには、支払いを行った時点で、請求書の受領者が、その支払いを将来提供される予定のサービスに対するものと認識している必要があると指摘しました。つまり、支払いを行った時点で、請求書の受領者が、契約上のサービスが実際に提供されるかどうか疑いを抱いておらず、且つ、通常の注意を払っていてもその不確実性を認識することができなかったことが必要となります。

3. 社用車の貸与を受けている場合における自家用車の使用

業務上必要な出張・移動にかかった費用は、原則としてその全額を必要経費として控除することができます。また、業務上の移動に際して、どの交通手段を利用するかは、基本的に本人が自由に選択できます。

このため、ニーダーザクセン州地方財政裁判所は、争点となった判例で、妻が雇用主から貸与された社用車を使用し、従業員が業務上の移動に自家用車を使用した場合においても、その自家用車にかかった費用を必要経費として認めていました。

しかし、連邦財務裁判所は、この判断に異議を唱えました。事業経費や必要経費は、私的な事情が関係しており、且つ、その支出が不適切と認められる場合には、控除することができません。本件では、雇用主から貸与された社用車を妻に使用させるという私的な利用をしたことにより、従業者自身が業務上の移動に自家用車を使用することになったと判断されました。つまり、業務上の移動に自家用車を使用して発生した費用は、もともとこの私的な判断によって生じたものと考えられます。したがって、業務上の移動に使用した自家用車にかかった費用については、税務上の必要経費として控除することは認められないと判断しました。

4. ミニジョブ：年金保険料の免除は一度に限り撤回可能

ミニジョブ従事者は、これまで原則として公的年金保険への加入義務がありました。この加入義務の免除を申請することもできますが、これまでは、一旦この免除を受けると、同じ雇用関係において、再び年金保険の加入義務に戻ることはできませんでした。

しかし、法改正により、2026 年 7 月 1 日から、従業員は年金保険加入義務の免除を、一度に限り撤回できるようになりました。これにより、再び年金保険への加入義務が生じ、翌月から年金保険の従業員負担分として賃金の 3.6% (個人宅での雇用の場合は 13.6%) を年金保険料として支払うことになります。

年金保険の加入義務が発生した時点で、従業員には強制保険料納付期間が発生します。これにより、各種の年金受給資格期間の要件を満たすことや、障害年金の受給資格、企業年金のために給与の一部天引きを利用する権利、さらには年金額の計算において、実際に得た賃金の全額が考慮されるなど、様々な点で影響します。

免除の撤回は将来に向かってのみ効力を持ち、希望する場合は雇用主に申請する必要があります。

注意すべき点として、一度免除を撤回して年金保険への加入義務に戻ると、その雇用関係が続いている限り、再び免除を受けることはできません。

5. 延滞税の免除

所得税や法人税の予定納税が期限内に行われなかった場合、1 カ月ごとに延滞税が課されます。銀行振り込みの場合には猶予期間として 3 日間が設定されており、その期間を超過しない限り延滞税が課せられることはありません。もし猶予期間の終了日が土日祝日だった場合は、その期限は翌営業日まで延長されます (租税通則法第 108 条第 3 項および第 240 条)。

10 日が納付期限の場合			
納付期限 10 日	納付期限の振替	猶予期間終了日	猶予期間の振替
a) 金曜日の場合	-	13 日月曜日	-
b) 日曜日の場合	11 日月曜日	14 日木曜日	-
c) 水曜日の場合	-	13 日土曜日	15 日月曜日

なお売上税や賃金税など事前申告が必要な税金については、申告書が提出されるまでは延滞税は発生しません。ただし申告を期日通りに行わない場合には別途加算税が課されますのでご注意ください。

延滞税については、病気で入院していたり、破産や債務超過のために支払いが経済的に難しいなど、やむを得ず支払いが遅れた場合には免除申請を行うことが可能です (租税通則法第 227 条)。

延滞税が「支払いを促すための圧力手段」として機能しなくなっている場合、例えば、支払不能や債務超過に陥っている場合には、通常、延滞税の半額が免除されます。

また、これまで期限を厳守し納税を行っていたものの、明らかな見落としなどで支払いが期限に間に合わなかったようなケースでも、延滞税が免除される可能性があります。ただし、毎回納付期限ではなく上記の猶予期間中に支払いを行っている場合には、本規則における「期限厳守」とは見なされない点ご注意ください。

6. 自宅の仕事部屋に関する記帳義務

自宅で仕事を行っている場合、その仕事によって生じる費用については、事業経費、または必要経費として控除するための方法がいくつかあります。最も簡単なのは、在宅勤務日数 1 日につき 6 ユーロ（最大で年 1,260 ユーロまで）の一律控除を利用する方法です。そのためには、次のいずれかの条件を満たす必要があります（所得税法第 4 条第 5 項第 6c 号）。

- 自宅以外にある第一の勤務地に出勤していないこと
- 業務や職務を行うために、恒常的に利用できる別の職場が用意されていないこと

一方、自宅に仕事専用の部屋があり、そこが事業・職業活動の中心となっている場合には、実際にかかった費用を控除することもできます。この場合、年間 1,260 ユーロの一律控除を適用する方法と、実際にかかった費用のうち仕事に使用した割合に応じた金額を証明して控除する方法があります（所得税法第 4 条第 5 項第 6b 号）。

実際にかかった費用を控除する場合には、これらの費用を他の事業経費とは区別して、個別に記録し管理することが求められます（所得税法第 4 条第 7 項）。そのため、会計処理を行う場合には専用の勘定科目を設け、収支計算を行う場合には、少なくとも支出記録に専用の項目を設ける必要があります。

また、これらの記録は原則として費用が発生してから 10 日以内に定期的に行う必要があります。ドイツ連邦財務裁判所は、単に領収書などの証憑を整理・保管しているだけでは、この要件を満たさないと指摘しています。したがって、こうした要件を満たしていない場合には、実際にかかった費用を個別に控除することはできず、年間 1,260 ユーロの一律控除のみが認められます。

7. 企業年金からの一時金

従業員の主たる勤務先において、雇用主が Pensionsfonds や Pensionskasse、Direktversicherung などのいわゆる企業年金制度に拠出する保険料は、年間の拠出額が一般年金保険の保険料算定上限額の 8% 以下で

あれば、賃金税がかかりません(所得税法第 3 条第 63 号)。2026 年の場合、この非課税限度額は 8,112 ユーロです。

ただし、社会保険料については、保険料算定上限額の 4%までしか免除されません(2026 年は 4,056 ユーロ)。

このような保険やこれに類する制度から受け取る一時金は、原則としてその全額が、所得税法第 22 条第 5 号第 1 文に定める、その他の所得として所得税の課税対象となります。

ドイツ連邦財務裁判所は、従業員が自由に給付金の受取方法を選択できる権利に基づいて、企業年金から支給される一時金は、特別所得には該当しないとの判断を示しました。したがって、所得税法第 34 条第 2 項第 4 号に基づく軽減税率(いわゆる「5 分の 1 ルール」)の適用対象とはならず、全額が通常の税率で課税されます。この裁判では、原告の女性が、終身年金として受け取る代わりに、44,529 ユーロの一時金を Direktversicherung(企業が掛け金を拠出する年金保険)から受け取ることを選択していました。この一時金は、特別な条件なしに受け取ることを選択できたため、特別所得には該当しないと判断されたのです。

したがって、定期的に受け取るか、または一時金として受け取るかを選択できる契約を結んだ場合、一時金として受け取った際に「5 分の 1 ルール」を適用することは、原則として認められません。



ご質問等ございましたら、下記の Japan Desk に御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: JapanDesk@wedding-partner.de
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>